

1 はじめに

ごみ問題は、私たちの生活に直結する最も身近な環境問題であるとともに、資源の枯渇や地球温暖化等、今後の社会の存続にも大きく関わる問題です。

近年は、ごみの減量と資源の有効利用のために、「ごみとなるものの受け取りを断る（リフューズ）」、「ごみとなるものを減らす（リデュース）」、「繰り返し使う（リユース）」、「資源として利用する（リサイクル）」の4Rへの取組や循環型社会という言葉も浸透し、住民の環境保全に対する意識は高まりつつあります。

広陵町ごみ減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）は平成12年に設置され、広陵町における一般廃棄物の搬出抑制、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル等ごみの減量化・資源化に関する事項等について審議しました。

広陵町はその答申を踏まえて、平成19年のクリーンセンター広陵稼働に合わせてごみ処理を有料化するなど対策を講じ、町民の理解と協力を得て可燃ごみの減量に一定の効果をみましたが、令和4年3月18日をもってクリーンセンター広陵が操業を停止するにあたって、広陵町議会において当審議会の再開を求める決議が可決されました。

決議では、これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにし、広く町民に理解を求めることや今後のごみ減量対策への取組、収集方法についての検討及び指定ごみ袋の価格の検討が求められていることから、審議会を再開し、町長からの「広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問」を受け、これらについて審議したものです。

2 基本的な考え方

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されており、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取り組みとして、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や食品ロスの半減に向けた国民運動などを掲げています。

平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標（SDGs）に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されています。

また奈良県では、未来に生きる「ごみゼロ奈良県」の実現を基本目標とした「第5次奈良県廃棄物処理計画」が令和4年度に策定されています。

広陵町においては、平成30年3月に平成29年度から15年先の令和14年度を最終年度とする「広陵町一般廃棄物処理基本計画」が策定され、概ね5年ごとに見直しするものとされていることから、令和5年3月に改定されたところです。

当初の計画では、広陵町のごみ処理行政の推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とし、ごみの減量化や適正な処理及び資源循環社会の構築を進められています。また令和5年3月の改定では、前回の計画から5年が経過したことから、ごみの排出・処分の現況を整理し、今後の排出量・処理分量予測し、排出抑制を促すために必要な施策や適正処理のための方針についてまとめられています。

さらに、平成28年4月に10市町村で構成する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」（本町、天理市、大和高田市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、河合町）が設立され、令和7年度の稼働予定であるエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の整備が進められています。また、これに伴う広域化施設への運搬車両を最小限に抑え、効率的に運搬を行うために中継施設が必要となることから、令和2年4月に可燃ごみ及び容器包装プラスチックを対象とし、広陵町、安堵町、河合町の3町で構成される「まほろば環境衛生組合」が設立され、可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみについては、安堵町において可燃ごみ等中継施設を整備し、広陵町において現リサイクル施設を2町（広陵町、安堵町）の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ中継施設として活用するよう進められています。

広陵町においては、SDGs未来都市に選定されているまちとして、SDG

s の理念に基づいた持続可能なまちづくりをめざすために、ごみ減量化や地球温暖化対策に積極的に取り組むとともに、令和7年5月から供用開始予定のごみ処理広域化施設に係る組合負担金については、その全てがごみ量割となっていることから、特にごみ減量化に向けた取組の一層の推進が望まれるところで

す。

また、行政・事業者・町民それぞれが主体となって、対等な立場でお互いを理解し、それぞれの役割を認識しながら、協働して循環型社会を目指していくことが極めて重要です。

3 広陵町ごみ減量等推進審議会の経緯

- 第1回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年3月28日開催）
 - ①委嘱状の交付及び会長及び副会長の選出
 - ②広陵町ごみ減量等推進審議会の再開について
平成13年10月17日付け答申概要の説明
 - ③ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移について
 - ④資料提示・意見交換・質疑応答

- 第2回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年6月27日開催）
 - ①第1回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね17点の質問に対する回答並びに説明
 - ②町長からの諮問について
 - ③資料提示・意見交換・質疑応答

- 第3回広陵町ごみ減量等推進審議会（令和5年10月24日開催）
 - ①第2回広陵町ごみ減量等推進審議会の質疑に対する回答について
概ね5点の質問に対する回答並びに説明
 - ②広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について
 - ③資料提示・意見交換・質疑応答

- 第4回広陵町ごみ減量等推進委員会（令和5年11月28日開催）
 - ①広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について
 - ②資料提示・意見交換・質疑応答

- 第5回広陵町ごみ減量等推進委員会（令和6年2月6日開催）
 - ①広陵町ごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）
について
 - ②資料提示・意見交換・質疑応答

- ・・・（以下、審議会での内容を追記します。）

4 これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果

我が国では、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済のシステムに支えられながら、近年の経済発展や新たな技術の開発や新素材の出現等により、我々の生活は便利で豊かになってきました。

その一方で、ごみ量については増加の一途をたどっている状況にありました。このごみ量の増加は、自然環境への影響や不法投棄などの不適正な処理により生活環境の悪化をもたらすだけでなく、資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模での環境問題へと発展しており、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が急務となりました。

このような状況のもと、国は循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「循環型社会形成推進基本法」を平成12年度に制定しました。この後、矢継ぎ早に資源、廃棄物などの分別回収・再資源化・再利用について定めた各種リサイクル法を制定するなど循環型社会の形成を強く推進しています。

これらを踏まえて、広陵町では平成18年から住民の理解を得て、ごみの発生・排出抑制行動を誘導する仕組みづくりとして、ごみ処理の有料化（有料指定ごみ袋）が実施されています。また、平成30年にごみの減量化や適正な処理を促すための基本的な事項をとりまとめた「一般廃棄物処理基本計画」が策定されましたが、計画の進行管理の仕組みがなかったため、令和5年に改定した計画では「進行管理」という項目が新たに追加され、目標の達成状況を評価し、状況によっては各施策の取り組みを見直しするなど、さらなる改善が図られる見込みです。

広陵町のごみの減量化等の具体的な取り組みとしては、適宜広報紙によるペットボトルや容器包装プラスチック等の分別の徹底によるごみの資源化や集団回収への協力等についての啓発が行われてきました。また、平成14年度から平成22年度にかけては、生ごみ処理機・コンポスト等の普及促進を図るため、購入補助が実施されました。年間90世帯に普及させることを目標に掲げ広報紙等で積極的に広報活動が実施されましたが、年平均で47世帯への普及に留まっています。また、クリーンセンター広陵の操業期間においては、町内の区・自治会や各種団体による施設見学を積極的に受け入れるとともに、ごみの分別や減量について学んでもらおうと、町内の小学校4年生を対象にした施設見学が毎年実施されてきました。

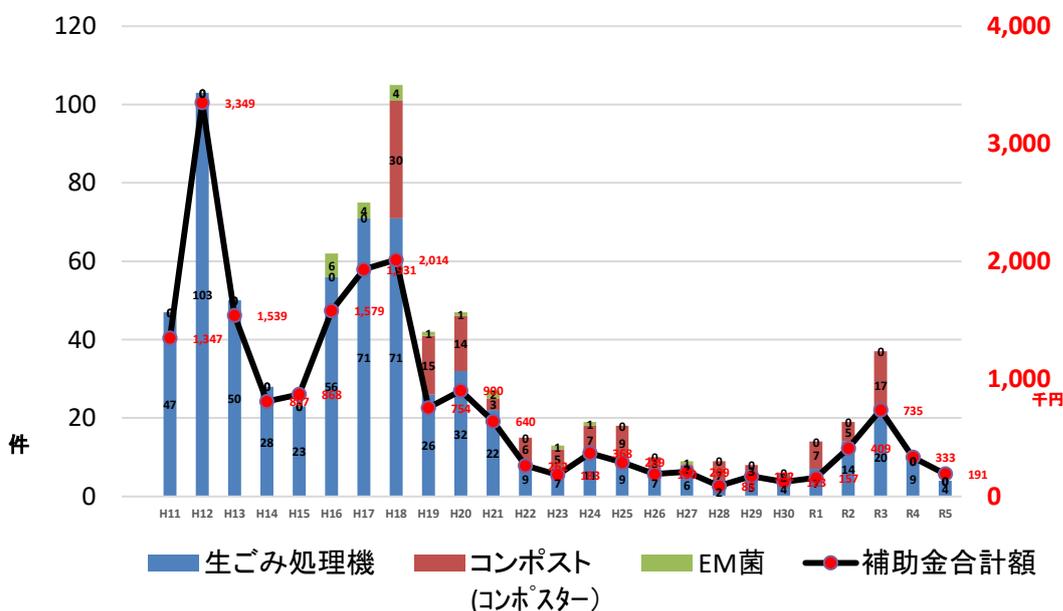
最後に、ごみ減量化に向けた具体的な取組による効果についての明確な検証は行われていませんが、広陵町のごみ処理有料化前（平成17年）と直近（令和3年）の人口の伸びと可燃ごみ量の増減を比較したところ、人口が5.63

%増加しているのに対し、可燃ごみ量は16.52%減少していることから、ごみ袋の有料化によるものだけでなく、住民、事業者、行政の三者が、ごみ減量化や資源化に向けたそれぞれの役割と責任に基づき、具体的な取組を継続的に進めてきたことによる一定の効果があつたものと推察されます。なお、広陵町が令和5年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画においては、新たに計画の進行管理の項目を追加し、ごみ減量・資源化の達成状況を評価し、進捗状況によっては各施策の取組を見直すなど改善を図るとしています。

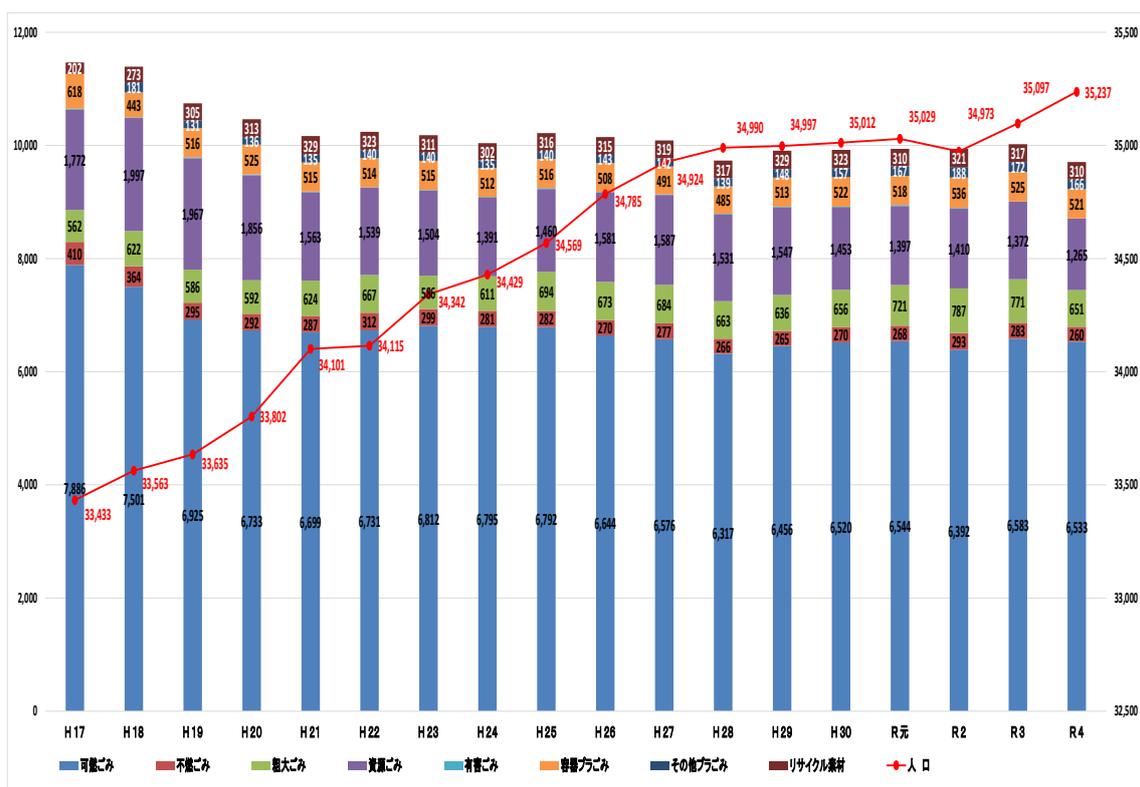
以下に、これまでのごみ減量化に向けた具体的な取組による効果や行動計画等への評価について、明確な検証・分析が行われなかったことに代えて、各年度ごとのごみに関する数種類の値の推移と前回の答申で表された住民、事業者、行政の役割に対応して実行された内容を示しています。

ごみの排出状況への効果のおおよその傾向を感じ取ることができるよう、「年度別生ごみ処理機補助件数及び金額」及びクリーンセンター広陵操業15年間における「ごみ搬入量及び人口の推移」、並びに「ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移【別紙1】」及び「前回答申の役割分類毎の広報紙による啓発ベースで実行した内容【別紙2】」を示しています。

年度別生ごみ処理機補助件数及び金額



【ごみ搬入量及び人口の推移】



単位：t

人口：人

※1 ごみ袋有料化に伴うごみ搬入量及び人口の推移は、【別紙1】に示しています。

※2 前回答申の役割分類毎の広報紙による啓発ベースで実行した内容は、【別紙2】に示しています。

5 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について

リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rへの取り組みの推進により、ごみを減量させ、資源となるごみは有効利用していくよう、広報等によりあらゆる機会を捉えて周知する必要があります。

また、広陵町は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた取組を行う都市として全国31都市の「SDGs未来都市」の一つに選定されています。「広陵町産業総合振興機構（なりわい）」の産官学民連携による安全・安心で住み続けたいくなるまちづくりの取組をはじめ、町が実施する各事業をSDGsの理念と結び付けるなど、SDGsの取組を国内はもとより、世界にも発信しつつ、持続可能なまちづくりに取り組まれています。

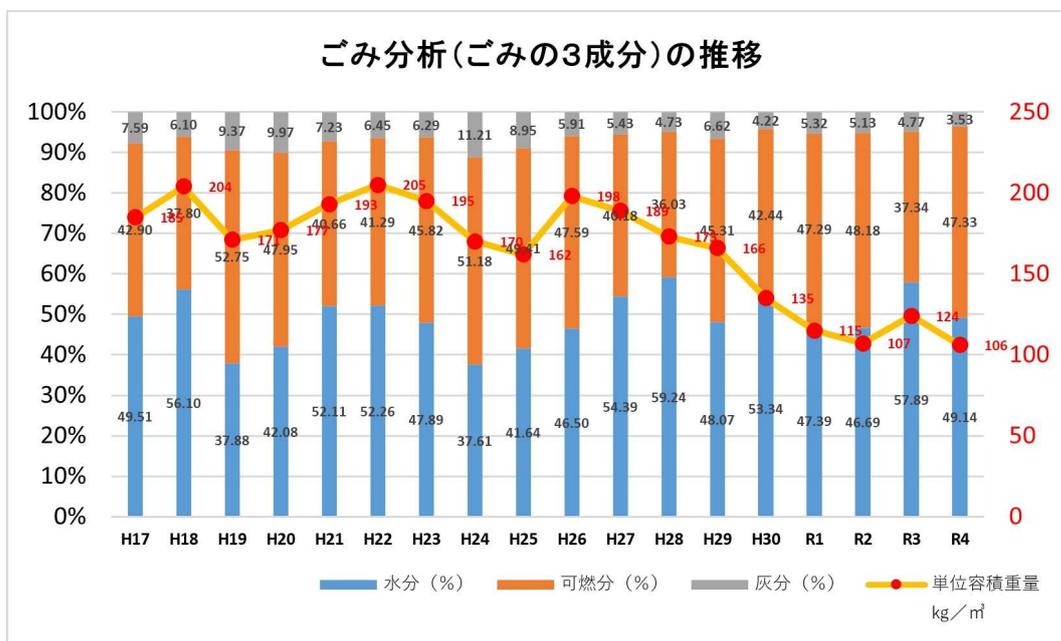
そうしたことから、住民・事業者・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGsの実現や循環型社会という世界共通の目標にも貢献するという意義をより明確にするとともに、SDGsが掲げる17の目標のうち、直接的に「ごみ問題」を扱う目標はないものの、各目標のターゲットの中には「ごみ」、「廃棄物」、「再利用」といったキーワードが含まれるものや、間接的にごみ問題と関連しているものも多く、SDGsの達成にはごみ問題の解決が必須です。

さらに、SDGsで定められているゴール12「つくる責任つかう責任」を中心に、ゴール14「海の豊かさを守ろう」やゴール15「陸の豊かさも守ろう」としてプラスチックごみ対策等を、ゴール2「飢餓をゼロに」として食品ロス削減対策を、ゴール7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」やゴール13「気候変動に具体的な対策を」として脱炭素社会に向けた貢献に関する取り組みを推進していかなければなりません。



今後のごみ減量対策への取り組みとして、「住民」・「事業者」・「行政」三者の協力が必要不可欠です。それぞれの役割と責任については、【別紙3】ごみ減量に向けた住民・事業者・行政役割相関図のとおり、ごみに対する意識の向上に必要である事業者の役割「1. 自ら製造・販売した商品の回収ルートの構築」、「2. ごみの減量・資源回収の取り組み」と行政の役割「1. 住民・事業者に対してのごみの減量化や資源化についての指導」、「2. 効率的な資源回収の仕組みの構築」により、住民と事業者がごみ問題に対する正しい認識の普及とごみ減量に向けた実践できる基盤の中でそれぞれの役割を実現でき、最終的に廃棄物の排出者として各個人・各事業所のごみに対する意識が向上し、三者協働で、ごみ減量・分別を徹底し、資源化に寄与することに繋がります。

その中で、1日に1世帯あたり中スプーン1杯分の約10グラムの水切りをすると、町全体で年間約50トンものごみが減量でき、併せてCO₂の発生を抑えることとなります。下図「ごみ分析（ごみの3成分）の推移」のとおり、ごみの成分は水分が約50%を占めていることから、ごみ減量の実現に大きく貢献する取組としては、生ごみをよく水を切って排出することであると考えられます。



以上のことから、廃棄物のさらなる減量化（ごみゼロ化）を目指し、①総排出量、②排出抑制、③再生利用の数値目標（令和10年度）を以下のとおり設定します。

①総排出量の目標値（令和10年度） 総排出量 9,800トン

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では、10,036トンと推計されるが、排出抑制・再生利用の促進を図ることで、目標達成を目指す。

②排出抑制の目標値（令和10年度） 一人一日あたり 640グラム

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では648グラムと推計されるが、第5次広陵町総合計画の指標では現状値の644グラムを下回ることとしている。

③再生利用の目標値（令和10年度） リサイクル率 25%

現状のままで推移すると令和10年度の予測値は、一般廃棄物処理基本計画では24.1%と推計されるが、県内市町村と比較すると本町は非常に高い水準で推移していることから、住民の意識が高く、分別が徹底されている。今後も分別の徹底を継続して、目標達成を目指す。

次に、ごみの分別種類の選定では、町は令和6年1月から小型家電について公共施設5箇所に回収ボックスを設置して回収されており、その他のごみについては、従前どおりとされています。ごみの収集方法では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、その他プラスチックごみ、容器包装プラスチックごみ等を戸別収集しており、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのリサイクル素材（以下、「リサイクル素材」という。）をステーション収集として、各大字、自治会でコンテナやリサイクルネットを設置いただき、特定日に回収されているところです。

また、紙類、古着の資源ごみについては町が売却処分をしており、その一部が町の収益となっています。リサイクル素材の内その他プラスチックごみについては通常の焼却施設では可燃ごみとして処理されていますが、町ではダイオキシン対策のため可燃ごみとしては処理せず、その他プラスチックごみとして民間施設において処理しています。また、現在、ステーション収集となっているアルミ缶、スチール缶の缶類、白色ビン、茶色ビン、その他のビンのビン類については、天理市での広域施設稼働後は、缶類、ビン類として搬入することとなります。これまでのような分別の必要がなくなり、ペットボトル、缶、ビンの3種類での回収となりますが、令和7年5月からの広域施設稼働に併せて、

ステーション収集から戸別収集へ変更される方針です。戸別収集に変更されれば収集経費は増加することとなりますが、ひとり暮らしの高齢者や障がい者をはじめごみを出すことが困難な住民の負担軽減に繋がるものと考えます。

なお、天理市での広域施設稼働後のごみの流れは、下の図のとおりです。



天理市での広域施設稼働後は全てのごみが戸別収集となるため、これまでの収集ルートや収集時間に変更されることが考えられます。持ち込みごみに関しては、これまでどおりリレーセンター広陵で受け入れることとなりますが、改めて町は住民に対してごみの分別や出し方について広報啓発活動を積極的に行い、住民の誤解や混乱を招かないようにする必要があります。

6 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について

現在、本町の指定ごみ袋の価格は、大45ℓで1枚45円、中30ℓで1枚30円、小20ℓで1枚20円、SS10ℓで1枚10円であり、県内市町村の状況を見ると、指定ごみ袋を導入しているのは30市町村であり、無料は9市町村という状況です。

審議会において、近隣市町の状況も踏まえ再度価格の検討したところ、当時指定ごみ袋の価格設定を検討した際は、ごみ排出量の増加やごみ焼却・埋立による環境汚染、埋立処分場の残余容量の切迫などさまざまなごみ問題に直面し、これらのごみ問題を解決するためには、ごみを出している一人一人がごみ問題に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化に取り組む必要がありました。

そうしたことから、指定ごみ袋の普及によるごみの減量化と住民負担の公平性等を有料化の目的として、その効果を得るため均一料金制とし、ごみの収集・運搬処理費の一部を住民に負担してもらうこととなりました。

ごみ処理経費が、可燃ごみ・不燃ごみ及びプラスチックごみ（容器包装プラスチックとその他プラスチックに平成18年4月より区別）にあつては、平成12年度から平成16年度までの平均で46.65円/kgかかっており、ごみ比重が1リットル0.2kgとして9.33円/リットルとなり、1リットルあたり1円と設定することにより約10.7%の負担を願うこととなりました。

また、当時すでにごみ袋の有料化を実施している市町村との均衡に配慮した形で1リットルあたり1円と設定することが望ましいと判断しています。例えば、県下の市町村で1リットルあたり1円と設定しているのは、檀原市・御所市・大和高田市・斑鳩町・上牧町・十津川村の6市町村で、ほぼ1円で設定しているのは、桜井市・大淀町・五條市・吉野町・下市町の5市町になります。

指定ごみ袋の導入により搬出マナーが改善され、違う分別区分の廃棄物が混入するなどの不適正排出の防止のほか、排出抑制や再生利用に対する住民意識の向上が見受けられます。また、安価な原価に対してごみ袋代が高いという意見もありますが、利益という考えではなく、あくまでも手数料として負担いただいている状況です。参考までに可燃ごみ1袋45リットルのごみの処理費は、収集・運搬・処理すべて含めて1袋5キログラムとして約168円の負担となっており、この費用に施設の建設費は含まれていません。

現在、町はごみ袋手数料を新清掃施設建設基金として積み立てており、多額の費用が見込まれる広域処理施設及び可燃ごみ等の中継施設建設の負担金の一部に充当されています。指定ごみ袋の価格については、現状維持に固執することなく、ごみ減量化の取り組みとごみ処理の広域化がスタートしたことによる

処理コスト縮減の状況を見極めるとともに、全国的な傾向や周辺自治体の傾向を考慮しながら、適切な時期に適切な決定をする必要があります。よって当面は、現在の価格が妥当であると考えます。

7 むすびに

審議会は、令和4年第1回広陵町議会定例会において、1つ目の「これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果を明らかにすること。」、2つ目の「自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法について検討すること。」及び3つ目の「住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な観点から、指定ごみ袋の価格について慎重に検討すること。」の3点について再度審議会を開き、その結果を住民のみなさんに周知することで、本町のごみ処理行政について幅広い理解を求めよう努めることが決議され、再開したものです。

今回、町長から審議会に対して諮問のあった広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する事項について、各委員により熱心な議論や意見交換を行った内容をとりまとめ、答申するものです。

今後は、町は令和5年3月に改定された「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に則り、広陵町のごみ処理行政の推進にあたり、地方自治の主旨をも踏まえ、本答申を議会に報告するとともに、住民の理解と協力を得る努力をされるよう切にお願いするものです。

また、今後稼働される広域組合等への負担金は、全てごみ量割で算出することになっていることから、引き続きごみ減量に努めていただくよう十分周知され、住民のみなさんにおかれましても、ごみ問題は他人事ではなく、自らの問題であることを再度認識いただくとともに、更なるごみの減量、リサイクルといった循環型社会の構築と生活環境の維持のため、地域での清掃活動等に積極的にご参加いただくなど、「クリーンなまち広陵」をみなさんで築き上げていただきたいと思いますようお願いするものです。

参考 1 ごみ減量等推進審議会委員候補者名簿(敬称略)(個人情報のため省略)

	氏名	条例上の区分	所属・勤務先	備考
1		学識経験者		会長
2		学識経験者		
3		学識経験者		
4		学識経験者		
5		事業所の代表		
6		事業所の代表		
7		事業所の代表		※1
8		事業所の代表		
9		事業所の代表		※2、4
10		住民代表		※3
11		住民代表	一般公募委員	
12		住民代表	一般公募委員	副会長
13		住民代表	一般公募委員	
14		住民代表	一般公募委員	
15		住民代表	一般公募委員	

※1

※2

※3

※4